

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
洲本市	広石中の下	令和3年3月	令和元年9月

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.1 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

当地区は、大規模化等の営農条件的に厳しい中山間地が中心であるとはいえ、水稻を中心に一部で表作・裏作の野菜栽培がなされており、現状では耕作放棄地等は比較的少ない。しかし、農業経営者の高齢化が進み、後継者が島外にいたり、他の職業について将来農業を引き継ぐ意思のない農家も多く、アンケートからは、5年後33.3%、10年後には45.8%の農家が経営を縮小又はやめると回答している。

そこで、当面営農継続を希望する農家には今まで同様に農業を継続してもらうとともに、農業ができなくなった時点では安心して速やかに担い手に委託できるシステムを構築する必要がある。

一方、現在中心経営体といえる一法人があるものの、条件のあまり良くない圃場を含め集落内農地全体の耕作をカバーするには、集落の営農組織等さらなる受け皿組織も必要となってくる。しかし、アンケート調査では地域の若者後継者には、農業に積極的に取り組もうと考える者は極めて少数であるため、立ち上げに当たっては外部人材の導入も含め人材の確保が最重要となる。

併せて、アンケートで出された鳥獣害被害対策、営農条件の整備対策などの営農上の諸課題に対して具体的に対応策を検討し実践していくことが、地域農業の継続や地域環境保全の観点から必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

県みどり公社が進めている「いきいき農地バンク制度」を活用し、地区内農地をできるだけ中間管理機構を経由して、できれば集落営農組織(法人)等に一括集約し、担い手と営農希望農家に特定農作業委託するなどの仕組みを導入し、営農をやめる又は縮小する農家の農地を徐々に担い手・担い手組織に集約できる仕組みづくりを地域内農家に十分説明のうえ構築する。つまり、一定の時間をかけ、地区内でより効率的な営農ができるよう農地集積をするとともに、就農を希望する次なる担い手を継続的に確保し、耕作放棄地の発生を防止しながら良好な農村環境が守られるようにする。

集落でつくろうと考えている担い手組織は、現在あるB(集落営農)の法人化又は新たな組織を設立することが望ましいが、中心となる運営者、作業オペレーター・作業員の確保、農機具・施設への投資をどうするかなどの課題も多く、今後の検討の中でこれらを踏まえて受託面積を想定した経営計画を試算し、収支的に成り立つかの検討を厳密に行いつつ進める。

「いきいき農地バンク制度」の活用方法・形態については、今後の検討の中で集落内農家が最も抵抗なく受け入れられる方策を協議のうえ柔軟に実施するものとする。また、集落農業法人の運営には、中山間地域等直接支払交付金も組み入れて、これによってより条件的に厳しい圃場も受け入れられるか等の経営試算も行いつつ進める。

農業をやめる・縮小する農家については、担い手に農地を任せるとはしながらも、田主への参加、畔草刈、水管理等に参加できる農家は一定の日当を支払ってできるだけ参加してもらい、家庭菜園づくりを含めて農業から完全撤退するのではなく、農村環境の維持や農業が持つ良さを引き続き享受できる仕組みづくりを行う。

急傾斜地で狭小な谷間の農地については、周囲を電柵で囲み牧草栽培をしつつ、地区外の子取り和牛飼育農家による和牛の放牧事業の定着化をはかり、耕作放棄地の発生を防止する。現行区域以外にも候補地が出てきた時には、地域の条件を十分吟味の上、可能ならば取組を進める。(現在2か所、1.2haで実施中)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考)中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	(同)A	レタス・玉葱・水稲	1.9 ha	水稲、玉ねぎ	3.0 ha	中の下地区での数字
集	B(集落営農)	作業受託・農機貸与	5.0 ha	米・野菜・作業受託	5.0 ha	中の下地区での数字

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

**中間管理機構の活用方針**

県みどり公社と連携しつつ「いきいき農地バンク事業」の制度を活用するものとするが、地区の農地利用をどうするかを考える主体はあくまでも地域であり、担い手へ公平で効率的な営農ができるような農地配分やそのためのルール作り等は集落内農家で構成するB(集落営農)等が担っていく。

**鳥獣害被害対策**

今回の調査では、イノブタの出現がある圃場は34筆、291a、ジャンボタニシが生息している圃場は、41筆、432aあり、イノブタは山や川に近い所から全域に広がりつつあり、ジャンボタニシも当初の新池から水を供給する圃場から周辺に移動し、他の水系の圃場にも広がりつつある。イノブタは奥山に柵をしているものの、それを越えるものが増え下流域の雑木林に住み着いている場合も多いため、被害が出る個々に圃場の電柵対策をしているが、根本的な対策としては、狩猟やわな等による捕獲体制の強化を具体化し、個体数の減少を進める必要がある。

ジャンボタニシは、現在取り組んでいる多面的事業を活用した薬剤配布を当面続けるとともに、石灰窒素を散布しての秋鋤等の集団での実施による駆除等の有効性を研究し、効果が確認できれば一斉実施を行う。

### 営農条件の整備

畦草刈の効率化のため、共同利用のための農機具の購入をはかる。また、傾斜地での草刈り軽減のため、シートの有効性の確認やその他の方策についても情報収集と研究を行う。

モグラの被害等で傷んでいる畦の再生のための事業をB(集落営農)等で設け、多面的事業等を活用しながら希望者の圃場で畦畔再生に取り組んでいく。

集落営農法人で本格的に稲作等取り組めるよう、必要な農機具の購入、オペレーター確保等、取り組み体制の整備を検討のうえ計画的に進める。そのため、補助事業の研究、借入を含めた資金計画づくりを専門家の助言を得つつ進める。

### 特産物の育成・販売

当地区で現在米以外に生産・販売されてる作物は、タマネギ、ピーマン、レタス、里いも、シイタケ、和牛等である。これら以外にも新規に導入する作物について、情報収集と研究を行い、栽培試験等も実施しながら有望な作物の導入には積極的に取り組む。しかしながら、当地区は、粘土質土壌が多く、水はけが悪いため野菜作りでは苦勞することが多いのが実態であり、新規作物を導入する場合にはこれらの条件を考慮した作物を作付ける事や、暗渠排水の実施等による土壌の改良が必要な場合は、排水対策等の取り組みも行う。過去6回取り組んだ都市との交流事業は、受け入れ側としては収支面より継続が困難であるとの結論になったが、新たな農業の方向として貸農園やあまり手間のかからない方法での観光農業・ふるさとむらへの参加による援農事業等により都市住民にも農地活用や農作業を楽しめる機会を提供するとともに、地元にも一定の収益が上がり農地利用も継続できる仕組みづくりについて、引き続き研究し取り組みを模索する。

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

アンケートからは、5年後には5農家が農業経営の縮小意向であり、5農家が農業経営を止める意向であることが把握できた。

さらには10年後にはこの数は若干増加傾向であり、5農家が農業経営の縮小意向、6農家が農業経営をやめる意向であることも明らかになった。

これらのことから、農地の貸付けは当然かなり発生してくるものと考えられるが、現時点で個々の貸し出し圃場を確定し、それについてだれが借り受けるか等の計画を明確にしようとするようなことは、現状では現実的ではない。当地区では、上記の「いきいき農地プラン制度導入」の中で、一旦集落法人等が預かり、必要な事態が発生の都度B(集落営農)が中心となり、借り手である担い手、担い手法人への配分を決めていくことにする。その場合、担い手間の平等性を確保するためにも、配分の基本ルールづくりも考えておく必要がある。

上記理由並びに個人意向が公になることの問題も考えられるため、意向調査では一定の把握はしているものの集落内にとどめ、農水省から表された「実質化された人・農地プラン様式」にある(参考)農地の貸付け等の意向の個別圃場ごとの貸付け等の区分表は、当地区のプランにはあえて添付しないこととする。